【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成27年3月16日

【会社名】 ラオックス株式会社

【英訳名】 Laox CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 羅 怡文

【本店の所在の場所】 東京都港区芝二丁目 7番17号

【電話番号】 (03)6852-8880

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 矢野 輝治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝二丁目7番17号

【電話番号】 (03)6852-8881

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 矢野 輝治

【届出の対象とした募集(売出)有価証

券の種類】

新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 そ

その他の者に対する割当

69,580,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込む

べき金額の合計額を合算した金額

10,605,980,000円

(注) 1. その他の者に対する割当の金額は、発行価額の総額であります。

(注) 2.本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、 当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定し た場合の金額であります。また、本新株予約権の行使期間 内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約 権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込 むべき金額の合計額は減少いたします。

と声ではまりません

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月9日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第3回新株予約権の発行価格及び行使価額が平成27年3月16日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	350個(新株予約権1個につき100,000株)	
発行価額の総額	73,989,000円(注)5	
発行価格	未定(注)6	

<中略>

- (注) 2.申込み及び払込みの方法は、平成27年3月16日(月)から平成27年3月18日(水)までの間のいずれかの日 (以下「行使価額等決定日」という。)に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の買取契約(以 下「本新株予約権買取契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払 い込むものとします。なお、行使価額等決定日に本新株予約権買取契約を締結しない場合は、本新株予約権 に係る割当は行われないこととなります。
 - 3.本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。割当予定先の状況につきましては「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
 - 4.本新株予約権の募集とは別に、平成27年3月9日(月)付の取締役会決議において、公募による当社普通株式の発行及び当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)並びに第三者割当による当社普通株式の発行(以下併せて「本件公募増資等」という。)について決議しております。
 - 5.発行価額の総額は、平成27年2月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した発行価額の総額の見込額であります。
 - 6.発行価格は、行使価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に 終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)の0.70%に相当する金額に100,000を乗じた額となりま す。
 - <u>7</u>.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

発行数	350個(新株予約権1個につき100,000株)	
発行価額の総額	69,580,000円	
発行価格	198,800円	

<中略>

- (注) 2.申込み及び払込みの方法は、平成27年3月16日(月)(以下「行使価額等決定日」という。)に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)を締結し、払 込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。なお、行使価額等決定日に本新 株予約権買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
 - 3.本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。割当予定先の状況につきましては「第3第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
 - 4.本新株予約権の募集とは別に、平成27年3月9日(月)付の取締役会決議において、公募による当社普通株式の発行及び当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)並びに第三者割当による当社普通株式の発行(以下併せて「本件公募増資等」という。)について決議しております。
 - 5.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- (注) 5.6.の全文削除及び7の番号変更

(2) 【新株予約権の内容等】

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<前略>	
	│2.本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合におけ│	
	│ る株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」とい│	
	う。)は、当初、行使価額等決定日の株式会社東京証券取引所におけ	
	る当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日人	
	│ に先立つ直近日の終値)に、1.06を乗じた価格(以下「当初行使価 │	
	額」という。)とする。但し、行使価額は、本欄第4項の規定に従っ	
	て、調整されることがある。	
	<後略>	

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<前略>	
	│ 2 . 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合におけ │	
	│ る株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」とい│	
	う。)は、当初301.04円(以下「当初行使価額」という。)とする。	
	但し、行使価額は、本欄第4項の規定に従って、調整されることがあ	
	ి కెం	
	<後略>	

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行	定定
する場合の株式の発行価額の総額	(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	10,605,980,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
---------------------------------	--

「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄

(訂正前)

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1.当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり本新株予約権の発行価格に相当する価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2.当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることが当社株主総会で決議された場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり本新株予約権の発行価格に相当する価額で、本新株予約権1個当たり本新株予約権の発行価格に相当する価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(訂正後)

自己新株予約権の取得の事由及び取	
得の条件	│ 取得する日(以下「取得日 │ となる本新株予約権の本新
	得日の2週間前までに行う

- . 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を 取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象 となる本新株予約権の本新株予約権者に対する通知又は公告を当該取 得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新 株予約権1個当たり198,800円で、当該取得日に残存する本新株予約権 の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得 をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- 2.当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることが当社株主総会で決議された場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり198,800円で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

欄外注記

(訂正前)

(注) 1.本新株予約権の行使要請

当社は、割当予定先との間で、行使価額等決定日に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含むファシリティ契約を締結<u>する予定です。</u>

「ファシリティ契約の内容]

<中略>

当社は、取引所における10連続取引日(終値のない日数を除く。)の当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(小数以下を切り捨てる。)(以下「時価」という。)が<u>行使価額等決定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)</u>を上回った場合には、ファシリティ契約の規定に従い、本新株予約権の行使を要請する期間(以下「行使要請期間」という。)及び行使要請期間中に割当予定先に対して行使を要請する本新株予約権の個数(以下「行使要請個数」という。)を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、時価が<u>行使価額等決定日の取引所における</u>当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を上回った日の翌取引日に、割当予定先に対して通知(以下「行使要請通知」という。)を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

(訂正後)

(注) 1.本新株予約権の行使要請

当社は、割当予定先との間で、行使価額等決定日に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含むファシリティ契約を締結しております。

[ファシリティ契約の内容]

<中略>

当社は、取引所における10連続取引日(終値のない日数を除く。)の当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(小数以下を切り捨てる。)(以下「時価」という。)が284円を上回った場合には、ファシリティ契約の規定に従い、本新株予約権の行使を要請する期間(以下「行使要請期間」という。)及び行使要請期間中に割当予定先に対して行使を要請する本新株予約権の個数(以下「行使要請個数」という。)を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、時価が<u>284円</u>を上回った日の翌取引日に、割当予定先に対して通知(以下「行使要請通知」という。)を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
11,278,188,000	92,722,000	11,185,466,000

(注) 1.払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額(73,989,000円)に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(11,204,199,000円)を合算した金額であり、平成27年2月27日(金)現在の取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,605,980,000	92,722,000	10,513,258,000

(注) 1.払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額(69,580,000円)に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(10,536,400,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。

<後略>

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記(1)に記載の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額 11,185,466,000円について、11,000,000,000円は平成28年1月から平成29年12月末までに免税ネットワークの構築 に向けた新規出店及び既存店舗の改装等の設備投資資金の一部に充当し、100,000,000円は平成28年1月から平成29年12月末までに業務効率化を企図した基幹システムであるERPシステム開発投資の一部に充当し、残額が生じた場合は、平成29年12月末までに当社子会社である楽購思(上海)商貿有限公司への投融資資金に充当する予定であります。当該子会社は、当社からの投融資資金を営業所や物流施設等、貿易仲介事業の強化に資する物流ネットワーク 構築資金の一部に充当する予定であります。

なお、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には、自己資金・借入金等代替資金による資金調達手段により充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い銀行預金等により資金管理を図る予定です。

<後略>

(訂正後)

上記(1)に記載の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額 10,513,258,000円について、10,413,258,000円は平成28年1月から平成29年12月末までに免税ネットワークの構築 に向けた新規出店及び既存店舗の改装等の設備投資資金の一部に充当し、100,000,000円は平成28年1月から平成29年12月末までに業務効率化を企図した基幹システムであるERPシステム開発投資の一部に充当する予定であります。

なお、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には、自己資金・借入金等代替資金による資金調達手段により充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い銀行預金等により資金管理を図る予定です。

<後略>